

令和8年度上越市障害者自立支援協議会 第2回全体会資料に係る意見一覧

No.	参加者名	資料No	ページ数など	意見
1	松原さん	資料1	P5及びP14 問3及び問10	最初の選択肢の「今のまま」の中には、それ以後の選択肢アパート等・・・、家族・・・、GH・・・、入所、その他のいずれかで現在暮らしている人達ではないでしょうか。現在を含め、将来具体的にどのような暮らし方を問う選択肢としては不適切な選択肢ではないでしょうか。それに、障害者の方々は、生活の変化を望まないで暮らし方に関係なくの今のままは当然の答えだと思います。問10についても同様だと思います。
2	片桐さん	資料2-1	P3 (3) 住まいの場の充実	「重度障害者」に関する記載がありますが、高齢になった障害のある方の課題についての言及が乏しいように感じました。例えば介護保険への円滑な移行についても同様に課題であるという記載を追記していただくのはどうでしょうか。
3	松原さん	資料2-1	P3 (3) 住まいの場の充実	(3)住まいの場の充実 日中サービス支援型GHの整備促進を通じて・・・環境整備に取り組みました。とありますが当事者の立場からすると、民間事業所の1棟に「おんぶにだっこ」で、机上の議論だけで整備促進や環境整備など具体的に取り組んでいる気配さえ感じないのですが。
4	大久保座長	資料2-1	P4 (1) 障害児相談支援の充実	3. 障害児相談支援体制の整備 (1)障害児相談支援の充実では、相談支援専門員の増員や、研修会の実施によるサービスの質の確保・向上、切れ目のない支援体制の構築を推進するなどに取組んでいただきました。一方で、多くの課題も明確になっています。これらの課題についての令和8年度の取組について教えてください。
5	平原さん	資料2-1	P4 (2) 児童発達支援事業等の充実	課題について、こども部会で協議する中で、放課後等デイサービス事業を担う職員の質の向上が課題として取り上げられていたかと思います。新たな事業所が増える中、支援者の底上げは大きな課題かと思っています。併せて、児童発達支援事業はこども発達支援センターが中核的な役割を持ち取組を進め始めているかと思いますが、放課後等デイサービスについては中核的役割をどこが担うのかが不透明に感じています。今後は、その点も協議検討が必要だと思います。
6	大久保座長	資料2-1	P4 (3) 医療的ケア児支援体制の確保	(3)医療的ケア児支援体制の確保 「医療的コーディネーター」は、「医療的ケア児等コーディネーター」の誤植でしょうか。
7	大久保座長	資料2-1	P5 (3) 一般就労の促進	令和7年度の就労後の職場定着率を教えてください。
8	片桐さん	資料2-1 資料2-2	P5(資料2-1) (4) 福祉的就労の促進 P2(資料2-2) ②日中活動系サービス 就労継続支援(B型)	就労継続B型については、特に営利企業による参入が急速に進んでいます。その全てがそうであるとは思いませんが、支援とはいえない作業提供や、放置・ネグレクトと思われる実態、不透明な在宅就労の実態が全国的に問題になっております。 上越市における就労継続B型にはこのような実態がないのか、市としての課題意識がありましたら(あるいは就労系事業所運営の委員から)お聞きしたいと思います。もし課題を感じている点があれば、全国的にも大きな問題となっている点を踏まえ、資料2-1のP5の「福祉的就労」の欄にその辺りの課題意識を記載するのはどうでしょうか。また次期計画においてもこの点は重点的に記載し、かつ総量規制の対象となっている点も踏まえて数値設定をするべきだと思いますがいかがでしょうか。

No.	参加者名	資料No	ページ数など	意見
9	大久保座長	資料2-2	P1 ①訪問系サービス 重度訪問介護 P3 ①障害児支援放課後等デイサービス P5(5)項目1 基幹相談センターによる(中略)指導・助言	計画と実績の値が大幅に差がみられる項目について、その理由と今後の対応について教えてください。
10	松原さん	資料2-2	P1 ②日中活動系サービス 就労選択支援 P2 ③居住系サービス グループホーム	引き受ける事業所がないと聞いていますが、計画の根拠は。また、GHが増える予定があるのですか。
11	片桐さん	資料2-2	P3 (2)障害児通所支援等の見込量 ①障害児支援児童発達支援及び放課後等デイサービス	児童発達支援及び放課後等DSの数値が目標値を達成しているが増加しているのはなぜか、教えてください。特に放課後等デイサービスは国の方針で障害者支援施設、就労継続A型、B型と並んで総量規制の対象になっていると承知しています。 現行の上越市の障害児支援の課題は重度障害児の受け入れが質・量ともに不十分であるという認識です。国は医療的ケアや強度行動障害がある等の重度の児童を受け入れたり、自治体が主導して開設する場合には、障害児福祉計画の計画値を超えた数の指定を行うことができると都道府県に通知しています。 しかしながら第3期障害児福祉計画中に開設された放課後等デイサービスは、この特例の範疇に当てはまらない事業所が多いのではないかと印象を持っています。こうなると市町村障害児福祉計画策定そのものの意味がないのではないかと感じられます。 総量規制対象となってる障害福祉サービスが計画数値を超えて事業所の開設希望がある場合には、今後、本協議会あるいは運営会議等で特例に該当するのか、あるいは真に必要であるかどうかの協議を行った上で、県に対して「障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン」に基づく意見申出を行うこととしてはどうでしょうか。
12	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) 施策の方向性 (2) 権利擁護及び意思決定支援の推進	「権利擁護及び虐待防止の推進」はどうか。現行の計画p29には、虐待防止という文言が記されているため、施策の方向性に明記してはどうか。また、意思決定支援は、施策の柱2「障害のある人が自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現」(1) 包括的な支援体制の充実に組み込んではどうか。ただし、(1)の「包括的な」があいまいなため、「意思決定支援と相談支援の充実」にしてはどうか。
13	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) 目標【目標2】	「利用者」「本人」という用語が使われているが、「利用者」と「本人」は同一と捉えてよいのか。
14	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) 施策の方向性 (1) 包括的な支援体制の充実	「包括的な」があいまいなため、「意思決定支援と相談支援の充実」にしてはどうか。【目標2】に「意思が尊重され」「相談支援体制の充実」という用語があるので、妥当だと思われます。
15	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) 施策の方向性 (3) 住まいの場の充実	「多様な住居の場の整備・確保」はどうか。現行の計画p33に「本人の状況に合わせた活動・生活の場を確保」「グループホームの整備」「一人暮らし」のことが記載されているので、取組の内容がみえる形の表現にしてはどうか。

No.	参加者名	資料No	ページ数など	意見
16	片桐さん	資料3	次期計画の体系(案) (2) 障害児通所支援等の充実	現行計画「(2) 児童発達支援事業等の充実」→次期計画「(2) 障害児通所支援等の充実」と記載がありますが、「障害福祉サービスの質の向上」と次期計画で記載ぶりを変更していることを踏まえて、表記を合わせて「障害児通所支援等の充実・質の向上」としてはどうでしょうか。 ここ数年、障害児通所支援はバリエーションやメニューが増えその意味でも「充実」が図られてきました。しかしながら、法の趣旨に本当に合致しているのか、公費を投入するに相応しいプログラムを提供しているのか、真に発達支援が必要な子どもを対象としたサービス提供がされているのかという面においては疑問を持たざるを得ない実態があると感じています。その意味で単に「充実」と記載するだけでなく「質の向上」についても次期計画では記載するべきと思いますが、いかがでしょうか。一方、医療的ケア児・重症心身障害児・重度知的障害と強い発達特性をもちあわせる障害児の支援についてはまだまだ不足している面があるため一層の充実が必要である点については、強調していただきたいと思います。
17	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) 目標【目標3】	【目標3】には「まちづくり」というキーワードが入っていますが、施策の方向性として「まちづくり」の要素がないように思われます。 ニーズ調査アンケートに「インクルーシブ後援があるとよい」などバリアフリー・生活環境に関する意見もある。例えば「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」などがあってもよいのではないかと。
18	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案) (1) 社会参加の促進、 (2) 当事者活動の促進	現行の計画の(1)社会参加の促進、(2)当事者活動の促進の取組それ自体は重要だと思いますが、主に移動手段の確保や障害のある人が活動する機会の提供になっており、「障害者と地域の相互交流」という要素がみえません。障害者も健常者も対等な立場で相互交流する場を作ることも重要だと思いました。それにより、差別や偏見の解消、地域共生社会の実現につながるのではないかと思います。
19	大久保座長	資料3	次期計画の体系(案)	計画の進捗状況を見ると、複数の項目で「人材不足」が課題として挙げられている。今後の人口減少を考えると重点課題であるため、「支援者(福祉人材)の育成と確保の促進」として施策の方向性に挙げてほしいのではないかと。